

動物愛護管理基本指針の点検（第4回）について

〔※ 平成18年度に策定した同指針について、平成22年度に実施した環境省等の取組や国民の意識調査の結果等を中心にとりまとめたもの。〕

1. 普及啓発

（環境省等の取組）

- 動物愛護週間、適正飼養の推進、動物愛護啓発及びペットフード安全法の周知などに関するポスター3種及びパンフレット3種を新たに作成。増刷も含め都道府県、指定都市及び中核市（以下「関係自治体」という。）や関係団体等に計約74万部を配布。
- 動物愛護週間（9月20～26日）期間中に、東京都、台東区、動物愛護団体等と協力して、上野恩賜公園においてシンポジウムや屋外イベント、動物愛護管理功労者大臣表彰等の動物愛護週間中央行事を開催したほか、全国103の関係自治体が242の動物愛護週間地方行事を開催。
- ラジオ及び環境省ホームページ・広報誌等において、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施。
- 自治体や動物関連団体等が実施する講演会等で、動物の愛護及び管理に関する取組を周知。

（現状・進捗状況）

- 環境省による一般市民を対象としたアンケート調査^{※1}では、現時点の「動物愛護管理法」の認知度は約61%、法律の内容まで知っている人の比率は約20%であった。
〔※1 インターネットによる無作為抽出調査。サンプル数2,747。平成23年3月実施。以下同じ。〕
- 内閣府による世論調査^{※2}では、認知度は約58%、法律の内容まで知っている人の比率は約31%であった。
〔※2 調査員による個別面接聴取による調査。サンプル数1,939。平成22年9月実施。以下同じ。〕

2. 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

（1）適正飼養の推進

（環境省等の取組）

- 関係自治体の担当職員や動物愛護推進員等を対象とした「動物適正飼養講習会」を北海道、福島県、奈良県で開催し、240名が参加。

○複数頭以上の犬及び猫を飼う場合に留意すべき事項などをまとめ、愛護と適切な管理を両立した飼養を目指すことのできるガイドラインを作成、各自治体に配布しホームページにて公開。

○平成20年度に新設された、地方交付税の積算基礎に都道府県等における動物の収容等に要する経費（エサ代・ワクチン代：計3.5億円）を追加した措置を平成22年度も継続して実施。地方交付税は、財源が不足する自治体（基準財政需要額^{※1}に対し、基準財政収入額^{※2}が少ない場合）に交付されるものであり、平成22年度は46道府県、18指定都市及び40中核市に対し交付。

各自治体においては、税収入、地方交付税等を基にして、動物愛護管理に関する業務を遂行中。

※1：各自治体が標準的な行政を合理的な水準で実施したときに必要と想定される一般財源の額である。

※2：各自治体が標準的な税徴収を行ったとの前提の下に算出した歳入額である。

(現状・進捗状況)

○犬猫の不妊・去勢措置の実施率について、環境省による一般市民を対象としたアンケート調査においては、犬で約44%、猫で約79%であった。

また、内閣府による世論調査では、犬で約36%、猫で約76%であった。

表1 犬猫の不妊・去勢措置の実施率

	平成2年	平成12年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
犬	(15%)	(27%)	(25%)	40%	45%	42%(36%)	44%
猫	(37%)	(63%)	(70%)	83%	84%	83%(76%)	79%

※（）内は内閣府調べ

(2) 犬猫の引取り数・殺処分数の減少

(現状・進捗状況)

○関係自治体の収容施設における犬猫の引取り数は、平成16年度に比べて約35%減少（H16年度：約42万頭 → H21年度：約27万頭）。

○元の所有者等への返還や新たに飼養を希望する者への譲渡等の推進により、返還・譲渡数は約49%増加（H16年度：約2.9万頭 → H21年度：約4.4万頭）。

○引取り数の減少や返還・譲渡数の増加により、殺処分数も年々減少（H16年度：約39万頭 → H21年度：約23万頭）。殺処分率も約85%まで減少（H16年度：約94% → H21年度：約85%）。

表2 全国における犬猫の引取り数・殺処分数

	平成 16 年度※			平成 20 年度			平成 21 年度			増減
	犬	猫	合計	犬	猫	合計	犬	猫	合計	
引取り数（千頭）	181	237	418	113	202	315	94	178	272	35%減少
返還・譲渡数（千頭）	25	4	29	33	8	41	33	11	44	49%増加
殺処分数（千頭）	156	239	395	82	194	276	64	166	230	42%減少
殺処分数率			94%			88%			85%	9%減少

※平成 16 年度の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

（３）適正譲渡の推進

（環境省の取組）

- 関係自治体に收容された迷子動物や譲渡動物をインターネット上で検索できる「收容動物データ検索サイト」に、平成 23 年 6 月末現在で 73 自治体が参画。
- 関係自治体の担当職員を対象とした「動物適正譲渡講習会」を愛知県及び奈良県で開催し、全国から計 112 名が参加。
- 動物の適正譲渡における飼い主教育に関するテキストを作成し、上記講習会等で活用するとともに、関係自治体等へ配布。

（現状・進捗状況）

- 全国の返還・譲渡数が約 49%増加（H16 年度：約 2.9 万頭 → H21 年度：約 4.4 万頭）。<再掲>

（４）ペットフードの安全性の確保

（環境省及び農林水産省の取組）

- 平成 21 年施行のペットフード安全法によってペットフードの表示が義務化されたことの周知を図るため、一般飼養者向けパンフレット「知って納得！ペットフードの表示」とポスター「ペットフードの 5 つの表示が義務化されました」を作成し、ペットショップや獣医師会、ホームセンター等に配付。<再掲>（環境省）
- ペットフードの表示の見方や選び方などについて、東京都、愛知県及び大阪府で講習会を開催。また、ペットフード安全法に基づく行政・事業者の取組に関する市民公開シンポジウムを岐阜県で開催。（環境省）
- 関係省庁や関係団体等と情報共有と連携体制を確立するための連絡会議を、本省及び地方連絡事務所で開催。（環境省）
- 製造業者及び輸入業者に対して、無通告による定期的な立入検査を実施。（農林水産省）
- ペットフードの新たな成分規格の追加について、必要な調査と検討を実施（農林水産省）

3. 動物による危害や迷惑問題の防止

(環境省の取組)

- 飼い主のいない猫による生活環境の被害や近隣トラブルの問題について、自治体及び地域住民の取り組みの実態を把握し、課題と対策について検討した。
- 特定動物の対象種の見直しに向け、危険犬種と特定動物の交雑種について資料収集を行った。
- 犬猫の複数頭・多頭飼育の際に配慮すべき事項をまとめたガイドラインを作成・配付した。〈再掲〉

(現状・進捗状況)

- 特定動物として、全国で約 41 千頭が飼養許可（平成 19 年 9 月現在：36,889 頭 → 平成 22 年 4 月現在：41,419 頭）。
- 全国における犬の咬傷事故件数は、増減を繰り返しているが、全体的には減少傾向にあり、16 年度と比較すれば約 18%減少している（H16 年度 6,067 件、H17 年度 5,275 件、H18 年度 5,315 件、H19 年度 5,500 件、平成 20 年度 4,950 件、平成 21 年度 4,940 件）。

表 3 特定動物（危険動物）の飼養許可状況

	哺乳類		鳥類		爬虫類		計	
	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数*	頭数
条例による飼育許可状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	450	9,193	36	105	402	31,283	845	40,581
法による飼養許可状況 (平成 19 年 9 月 1 日現在)	722	11,916	94	301	483	24,672	1,180	36,889
法による飼養許可状況 (平成 20 年 9 月 1 日現在)	685	11,708	102	308	578	27,665	1,212	39,681
法による飼養許可状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	727	12,162	103	378	645	28,123	1,412	40,665
法による飼養許可状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	729	11,722	122	463	703	29,055	1,482	41,419

*箇所（総施設）数は実数を示しているため、各分類群ごとの箇所（施設）数の合計とは一致しない。

4. マイクロチップ等による所有明示（個体識別）措置の推進

(環境省の取組)

- マイクロチップの普及推進として、山梨県、徳島県及び福岡県において、譲渡動物へのマイクロチップの埋込み、マイクロチップリーダーの実証試験、マイクロチップによる所有明示（個体識別）措置の普及啓発、マイクロチップを埋め込んだ犬又は猫を返還又は譲渡した飼養者等に対するアンケート調査等を実施。

(現状・進捗状況)

○犬猫の所有明示措置の実施率について、環境省による一般市民を対象としたアンケート調査においては、犬は約 58%、猫は約 43%にそれぞれ増加。

また、内閣府による世論調査では、犬は約 36%、猫は約 20%であった。

○動物 ID 普及推進会議 (A I P O) へのマイクロチップの登録数が、約 45 万件に増加 (H18 年度末 : 63 千件 → H22 年度末 : 450 千件)。

表 4 犬猫の所有明示措置の実施率

	平成 15 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 15 年比
犬	(33%)	44%	54%	55% (36%)	58%	25%増加
猫	(18%)	26%	32%	37% (20%)	43%	25%増加

* () 内の数字は内閣府調べ

表 5 マイクロチップの登録数 (動物 ID 普及推進会議調べ)

	犬	猫	その他	合計
平成 18 年度末現在	43, 441	18, 211	1, 147	62, 799
平成 19 年度末現在	103, 418	25, 887	1, 783	131, 088
平成 20 年度末現在	176, 677	38, 559	2, 099	217, 375
平成 21 年度末現在	26, 8940	56, 060	2, 684	327, 684
平成 22 年度末現在	369, 860	77, 530	3, 024	450, 414

5. 動物取扱業の適正化

(環境省等の取組)

○動物販売業における販売実態等について、全国ペット協会の協力を得て、動物販売業者に対してアンケート調査を実施。

(現状・進捗状況)

○動物愛護管理法が平成 17 年に改正されたことによって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、それ以降も動物取扱業の登録施設数は毎年増加している (平成 17 年度末現在 : 19, 893 施設 → 平成 22 年 4 月 1 日現在 : 38, 460 施設)。

表 6 全国における動物取扱業の登録 (届出) 状況

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業 総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計 (のべ数)	
[旧]届出状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	15, 071	10, 631	877	1, 620	1, 267	29, 466	19, 893
登録状況 (平成 19 年 9 月 1 日現在)	20, 195	14, 986	677	2, 460	1, 652	39, 970	31, 292
登録状況 (平成 20 年 9 月 1 日現在)	21, 872	16, 490	765	2, 820	1, 900	43, 847	34, 224
登録状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	22, 875	17, 493	853	3, 058	2, 001	46, 280	36, 101
登録状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)	23, 866	18, 868	856	3, 325	2, 150	49, 065	38, 460

6. 実験動物の適正な取扱いの推進

(環境省の取組)

- 国内の実験動物を取り扱う施設に対して「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等の遵守状況について実態を把握するため、アンケート調査を実施。

(現状・進捗状況)

- 動物愛護管理法及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の告示を踏まえ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が策定した動物実験等の実施に関する基本指針や、日本学術会議がとりまとめた「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」によって、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管基準の遵守を推進。

7. 産業動物の適正な取扱いの推進

(現状・進捗状況)

- 平成19年4月に農林水産省が検討会を立ち上げるとともに、検討会に採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛及び馬の分科会を設置、平成22年度までにアニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー及び馬の飼養管理指針を作成。
- 農林水産省の検討状況等も踏まえて、環境省において「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年10月9日総理府告示第22号）の見直しについて検討。

8. 災害時対策

(関係団体等の取組)

- 災害時における動物の救護や特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置の迅速な実施のため、マイクロチップ等による所有明示措置の実施及び普及啓発を推進。〈再掲〉

(現状・進捗状況)

- 全国81自治体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画等の中で、災害時における負傷動物の救護、迷子動物の搜索、動物対策本部の設置等の動物愛護管理に関する事項を明記（平成23年度調べ）。
- 環境省、関係自治体及び関係団体が協力して東日本大震災に対応。

9. 人材育成

(環境省の取組)

- 関係自治体の担当職員等を対象に、動物愛護管理業務の遂行に必要な専門的知識

の習得を目的とした「動物愛護管理研修」を開催し、計40名が参加。

- 関係自治体の担当職員、動物愛護推進員、開業獣医師等を対象とした各種講習会を開催。〈再掲〉

(現状・進捗状況)

- 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言や講習会の講師等を行う「動物愛護推進員」に、57の関係自治体で計2,798名が委嘱された(平成23年3月末現在)。
- 関係自治体や地域の獣医師会、関係団体、市町村等からなる「動物愛護推進協議会」が、全国で44協議会(34都道府県、10政令市・中核市)設置され、74の関係自治体が参画(平成23年3月末現在)。

10. 調査研究の推進

(環境省の取組)

- 動物愛護管理に関する各種文献等の収集・整理を動物愛護管理の制度の見直しを通して実施。
- 各種会議等を通じて、関係自治体、獣医師会、関係業界団体、関係学会等との連携の強化を図り、科学的な知見等に基づく施策の展開を推進。

11. 動物愛護管理推進計画

(現状・進捗状況)

- 平成21年3月までに、全都道府県がパブリックコメントの実施や検討会の設置等により、地域の多様な意見の集約や合意形成の確保を図った上で、「動物愛護管理推進計画」を策定。
- それぞれの計画は、動物愛護管理基本指針に即し、動物の愛護及び管理に関する普及啓発や適正飼養の推進、動物取扱業の適正化、実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進など、地域の実情を踏まえた具体的な目標や取組を明記。
- 犬猫の引取り数・殺処分数の減少については、45都道府県が具体的な数値目標を明記。
- 動物愛護推進協議会については、今後6県が設置を予定(平成23年3月末現在34都道府県が設置済み)。